

特別医療費助成制度・町助成のご案内

安心して医療を受けていただくために、乳幼児、小学生、中学生、ひとり親家庭、障がい者手帳をお持ちの方、特定疾病の方のうち、要件に該当する方の医療費を県と町で助成しています。

- 特別医療→申請により受給資格証を交付します。
- 町助成→申請により助成金を支給します。

【申請窓口】健康管理センターすこやか、天萬庁舎町民生活課

		対象となる方	所得制限	特別医療…本人負担額 町助成…助成額	申請に必要なもの
子育て支援	特別医療	小学校就学前の乳幼児	なし	入院1日 1,200円 (非課税世帯は月18,000円まで) 通院一回 530円 (同月同一医療機関で通院5回目以降と院外薬局は無料。)	○健康保険証(子) ○印鑑(保護者)
	町助成	小学1年生～中学3年生の児童・生徒…通院のみ ※入院は対象外	なし	自己負担額から通院一回530円を控除した額の2分の1を助成。 ただし、同月同一医療機関で通院5回目以降と院外薬局は自己負担額の2分の1。	○領収書 ○健康保険証(子) ○印鑑(保護者) ○口座番号の分かるもの(保護者)
ひとり親家庭	特別医療	18歳に達した年度末までの子を扶養している方と、その子	所得税 非課税世帯	入院1日 1,200円 (非課税世帯は月18,000円まで) 通院一回 530円 (同月同一医療機関で通院5回目以降と院外薬局は無料。)	○健康保険証(親・子) ○印鑑(親) ※転入時は所得課税証明書(世帯)
	町助成	18歳に達した年度末までの子を扶養している方と、その子	児童扶養手当の所得限度までの世帯	自己負担額から入院1日1,200円、通院一回530円を控除した額の2分の1を助成。 ただし、同月同一医療機関で通院5回目以降と院外薬局は自己負担額の2分の1。	○領収書 ○健康保険証(親・子) ○印鑑(親) ○口座番号の分かるもの(親) ※転入時は所得課税証明書(世帯)
心身障がい者(児)等	特別医療	身体障がい者手帳1級及び2級をお持ちの方	本人所得が159万5千円未満(扶養親族がない場合)…原則、扶養親族1人につき38万円を加算	①町県民税非課税世帯の場合…一部負担金なし ②町県民税課税世帯で本人が町県民税非課税の場合 原則1割負担(上限)入院5,000円/月(一医療機関) 通院1,000円/月(一医療機関) 院外薬局は無料 ③①、②以外の場合 原則1割負担(上限)入院10,000円/月(一医療機関) 通院2,000円/月(一医療機関) 院外薬局は無料	○健康保険証 ○各種手帳(身体障がい者手帳または療育手帳、精神保健福祉手帳) ○自立支援医療受給者証 ○印鑑 ※転入時は所得課税証明書(世帯)
		療育手帳A判定をお持ちの方			
	精神保健福祉手帳1級をお持ちの方				
町助成	身体障がい者手帳3級及び4級所持者で70歳未満の方	自己負担額から、上記所得区分①～③の一部負担金を控除後の2分の1の額を助成	○領収書 ○健康保険証 ○各種手帳(身体障がい者手帳または療育手帳、精神保健福祉手帳) ○自立支援医療受給者証 ○印鑑 ○口座番号の分かるもの ※転入時は所得課税証明書(世帯)		
	療育手帳B判定所持者で70歳未満の方				
精神保健福祉手帳2級所持者で70歳未満の方					
特定疾病	特別医療	20歳未満の方で、特定の疾病の治療が必要と医師が認めたとき		入院1日 1,200円 (非課税世帯は月18,000円まで) 通院一回 530円 (同月同一医療機関で通院5回目以降と院外薬局は無料。)	○健康保険証(子) ○児童等特定疾病医療意見書 ○印鑑(保護者)

(注1) 次の場合の領収書は、町助成の対象外となります。

- ・学校内、または登下校中などにケガをし、学校で加入している保険から医療費の返還がある場合
- ・予防接種の費用や文書料などの自費分など、保険診療の対象にならないもの
- ・診療月から2年を経過したもの

(注2) 特別医療の受給資格証は県外では使用できませんが、申請により差額を支給しますので、領収書と印鑑、口座番号の分かるものを持って役場窓口で申請をしてください。

※ くわしくは健康福祉課(すこやか内)【電話 6 6 - 5 5 2 2】までお問い合わせください。